

産業廃棄物に関する各種報告書等の提出について（お願い）

静岡県くらし・環境部環境局
廃棄物リサイクル課

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）等の規定により、前年度（4/1～3/31）における産業廃棄物の排出状況等について6月30日までに県知事あて報告することが義務付けられています。

以下の1～3に該当する方は、各種報告書の提出をお願いします。

1 産業廃棄物管理票（マニフェスト）関係

報告等	様式	報告を要する事業者	報告内容	電子申請	提出部数
産業廃棄物管理票交付等状況報告書	法施行規則様式第3号	産業廃棄物の処理を他者に委託して産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付した事業者	平成30年度1年間における管理票交付状況	○	1部（報告者控を除く。）※

電子マニフェストを使用している事業者は、電子マニフェスト利用分についての報告は不要です。なお、紙マニフェストを併用している場合、紙マニフェスト分についての報告は必要です。

※ 紙で提出の場合の提出部数

2 多量排出事業者関係

報告等	様式	報告を要する事業者	報告内容	電子申請	提出部数
産業廃棄物処理計画書	法施行規則様式第2号の8	平成30年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上である事業場を設置している事業者	令和元年度減量、処理等に関する計画	○	2部（報告者控を除く。）※2
産業廃棄物処理計画実施状況報告書	法施行規則様式第2号の9	平成30年度に産業廃棄物処理計画書を提出した事業者	平成30年度計画の実施状況	○	
特別管理産業廃棄物処理計画書 ※1	法施行規則様式第2号の13	平成30年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上である事業場を設置している事業者	令和元年度減量、処理等に関する計画	○	
特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書	法施行規則様式第2号の14	平成30年度に特別管理産業廃棄物処理計画書を提出した事業者	平成30年度計画の実施状況	○	

上記の報告書は、法施行規則第8条の4の7及び第8条の17の4の規定により、インターネットを利用して公表するため、「ふじのくに電子申請サービス」を利用した電子申請による報告に御協力をお願いします。

※1 平成31年4月1日から新たに「電子情報処理組織の使用に関する事項」が設けられたため、作成に当たって御留意願います。

※2 紙で提出の場合の提出部数

3 PCB 廃棄物関係

報告等	様式	報告を要する事業者	報告内容	電子申請	提出部数
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則様式第1号(1)	事業活動に伴ってポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者	平成30年度1年間のPCB廃棄物の保管状況	×	3部 (報告者控を除く。)

4 報告書等の提出先及び問い合わせ先

	提出先	電話番号
県	賀茂健康福祉センター 環境課	0558-24-2053
	東部健康福祉センター 廃棄物課	055-920-2106
	中部健康福祉センター 環境課	054-644-9288
	西部健康福祉センター 環境課	0538-37-2248
政令市	静岡市 廃棄物対策課	054-221-1363
	浜松市 産業廃棄物対策課	053-453-6110

報告書の提出先は、すべて管轄健康福祉センター（賀茂、東部、中部、西部）です。

なお、事業場が静岡市又は浜松市にある場合には、それぞれの市の産業廃棄物担当課に様式等を確認のうえ、それぞれの事業場の所在地を管轄する市長あてに提出してください。

5 各種様式の取得や電子申請について

各種様式の取得や電子申請についての詳細は、静岡県廃棄物リサイクル課ホームページの「平成31年度産業廃棄物関係の定期報告について」に掲載していますので、御覧ください。

(<http://www.pref.shizuoka.jp/kankyoku/ka-040/untitled.html>)

提出期限を守って忘れずに提出を！